

Title	吉野貢著：『中世後期細川氏の権力構造』（吉川弘文館 08 年 12 月刊）
Author	小谷，利明
Citation	市大日本史. 12 卷, p.181-185.
Issue Date	2009-05
ISSN	1348-4508
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

古野貢 著

『中世後期細川氏の権力構造』

(吉川弘文館08年12月刊)

小谷 利 明

本書は、室町・戦国期の細川氏の分国支配の分析を通じて、中世後期武家権力の変質・解体と新しく登場する領主権力を展望した仕事である。まず、本題に入る前に本書の構成を挙げておこう。

序章 研究史と分析視角

第一部 細川氏権力と「前期幕府—守護体制」

第一章 庶流守護による分国支配構造

第二章 京兆家分国の支配構造

第三章 「前期幕府—守護体制」と細川氏権力

第二部 「京兆家—内衆体制」と「後期幕府—守護体制」

第一章 「京兆家—内衆体制」と守護分国備中

第二章 「京兆家—内衆体制」と守護分国和泉

第三章 守護としての細川京兆家の権力基盤

第四章 「京兆家—内衆体制」

第三部 細川氏権力の解体と幕府—守護体制

第一章 「京兆家—内衆体制」の解体と庶流分国

第二章 「京兆家—内衆体制」の解体と京兆家

第三章 細川氏権力の変質と内衆

結論 成果と課題

序章では、中世後期の体制概念や上部構造論を検討した上で、川岡勉氏の幕府—守護体制論を高く評価した。古野氏は、これを受けながら、川岡氏の幕府—守護体制論とは、かなり違った幕府—守護体制論を提示した。

細川氏権力論を念頭においた川岡氏への批判は次の通りである。

- 1、まず、幕府—守護体制の崩壊時期を川岡氏は、十六世紀中頃以降とするが、幕府の「天下成敗権」、守護体制の「国成敗権」は、十六世紀初め頃までしか確認できない。幕府—守護体制を崩壊に導く時期として十五世紀、十六世紀の境目に画期を置くべきである。
- 2、室町幕府—守護体制と戦国大名論の二つの権力構造をつなぐ論理が提示されていない。

3、幕府—守護体制の変質後（嘉吉の乱による上意の喪失、守護在京制の解体）に幕府—守護体制を実質的に支えた存在である細川氏権力の分析が十分でなく、最初に分析すべき対象である。

ここから、幕府—守護体制を十五世紀中頃までの段階を「前期幕府

「守護体制」、それ以後を細川氏が幕府内で権力化した時期として「後期幕府—守護体制」とし、細川政元期に細川氏が分裂した以降を細川氏権力の解体期とし、「幕府—守護体制」も同時に解体をはじめ、十六世紀中頃段階をその最終としている。

以上が本書の枠組みであるが、具体的な方法としては、ふたつの概念を用いて分国支配を跡付ける方法で論を展開させている。それは分国支配の進め方で、細川氏一族が分国支配をするに当たり、同族連合体制を取ったこと。細川政元期に成立する同族連合体制の更に強力な体制が「京兆家—内衆体制」であること。この二つの概念を使って、三時代の細川京兆家の分国である摂津、庶流家の備中、和泉を中心に考察したのが本書である。

次に、各章を簡単に紹介したい。第一部第一章は、庶流家である備中守護家と和泉守護家の分国支配の特徴を検討する。備中は、国衙関係は京兆家、荘園公領支配・流通・経済の管轄は守護、浅口郡知行は野州家と細川氏三家によって分国支配が行われ、備中国人を守護代にしたり、他国から内衆を入れるなど、同族連合体制の典型例を示す。

和泉においては、二人の細川庶流守護を配置し、国内重要拠点に守護代を配置するが、国人は直接結合せず、直臣としての主従関係を形成するのは積極的でなかったとした。このような支配は、細川京兆家を核とする細川氏全体としての結合こそが細川氏権力の維持するための装置であったためであるとする。

第二章は、摂津国は、郡毎に守護が違分郡守護地域であったが、

十五世紀中頃に有馬郡を除く地域の守護となった。細川氏は内衆を代官として港湾都市に入れ、一方、国人には地域支配を認めてゆるやかに編成した。このような国人支配のあり方から、細川氏同族連合体制が必然化されたとする。

第三章は、同族連合体制の整備基盤について検討している。この基盤は細川頼之の時代に形成されたとし、足利直冬追討の中国方面の軍事指揮権や守護権に由来する権限を得た権力となるが直冬追討後は、中国地方の活動は見えなくなり、細川氏本国である四国で守護としての活動が始まるとし、細川氏の権力基盤で最も基本的かつ重要な権力基盤となったとした。また、細川氏の権力構造の特質は、「内衆」の形成であるとし、その中心は四国・中国地方を本拠とするものであったとした。これは、頼之期の発向した地域の内衆を編成したものであり、細川氏権力を他の守護権力一般に解消させない、独自のあり方とした。

また、内衆の存在形態は、本領地と守護代などを務める場所が一致しなかったり、内衆は複数の家を形成して細川氏分国へ諸家を派遣し、機能させることが内衆編成の特徴であったとした。

第二部第一章は、十五世紀後半の備中における守護代庄氏の事例から、京兆家内衆が細川氏権力の枠組みからの離脱を分析したもの。国人からの合力を「右京兆依為被官人」を根拠としながらも、自立しようとする姿を追っている。また、これに対して、阿波守護家による備前分郡化や野州家による備中守護補任など細川氏からの対抗も描かれる。

第二章は、十五世紀中頃「京兆家―内衆体制」が成立した段階での和泉国の分国支配構造を検討したものである。和泉は守護が在京しており、応仁の乱中では守護代が討ち取られ、細川氏支配体制の危機が来る。これに代わるのは、「宿老之面々」といわれる有力国人集団であり、彼らが国内守護権力を構成していた。この国人集団を基盤として「国一揆」が成立し、幕府や守護権力、国衙代官による国内支配を揚棄する方向へ運動する。これに対し、細川権力は、国人一揆を攻撃し、幕府―守護体制を維持し、両守護による新たな国人編成を行った。また、和泉の特質として守護代宇高氏、久枝氏が細川氏内衆ではないとした。これは、第一部第三章の規定に入らないからである。京兆家内衆と国人が混在するのが、「京兆家―内衆体制」であるため、和泉は特異な存在であるとする。

第三章は、京兆家権力を京都での金融とならび、港湾・都市・流通経路の掌握であるとし、兵庫、堺北荘、堺南荘、淀川流域都市などに内衆を代官として派遣し、実効支配を進めたとした。一方、在地支配については、荘園に内衆が入り込めず、国人をいかに自己の権力に編成するかが重要な課題であったとする。

第四章は、細川頼之から細川政元の暗殺までを論じたもので、本書の中核となる論文である。細川氏権力の本質は、中央に所在する上意（幕府では將軍権力、細川氏では京兆家）を中央と地方の両方に軸足を持つ衆議構成員（幕府では複數分国をもつ守護、細川氏では内衆）が支えるという、幕府―守護体制をモデルとした「京兆家―内衆体制」によって

遂行しようとした。内衆の構成には奉行人、評定衆、非評定衆、非譜代衆があり、このなかで内衆と呼べるのは、評定衆と非評定衆であるとする。彼らは各国に一族が配置され、細川氏諸家の間のネットワークとなった。これら京兆家被官が室町初期には未分化であったが、機能分化が進み、「後期幕府―守護体制」を支える細川氏の権力維持システムとなったとした。しかし、細川政元の後継争いによる澄之と澄元の内訌は、「京兆家―内衆体制」を構成する内衆の分裂・抗争と化し、その戦闘の結果、細川氏権力を支えていた守護代級内衆がほとんど死亡してしまい、主体的に細川氏権力を支える構造が解体してしまふとした。

第三部第一章は、細川氏権力の解体を備中と和泉から展望している。備中については、細川高国段階で、備中守護は野州家の政春が補任され、京兆家の庶流守護家分国の再編がはじまったとした。しかし、守護代庄氏の自立など問題も多く、政春死後、再建計画は頓挫した。しかし、細川氏網期に細川晴国の息子通薫が活動しており、京兆家の氏網の編成に従った。その後、通薫は、元亀元年（一五七〇）に小早川隆景に知行を宛行われ、毛利氏の備中方面軍の一軍団として把握された。通薫は地域支配領主として細川氏一族としてのアイデンティティを失うかわりに毛利氏権力に包摂された。幕府―守護体制を体現してきた細川氏の京兆家庶流としての分国編成、同族連合体制からの枠組から離脱し、十六世紀後半に至って戦国大名権力である毛利氏に結合したとした。このほか、庄氏なども地域領主権力となった。和泉について

は、高国段階で、両守護は分裂し、領国支配構造も分裂・解体した。しかし、晴元段階で単独守護体制が確立したが、国人玉井や守護代松浦が自立化し、守護の求心力はなくなったとした。

第二章は、細川高国・晴元段階の権力構造についての検討である。

高国段階は、それ以前の内衆の対立により「京兆家―内衆体制」は解体したため、幕府―守護体制の存立基盤は揺らいだ。このため、細川高国は大内義興と連合して幕府―守護体制を維持した。大内義興周防下向後の高国は、「京兆家―内衆体制」を構成していた内衆一族の残員と、分国摂津の国人を直接掌握した。また、庶流守護家の切り捨てが行われ、中央と地方の有機的連携は喪失した。

晴元段階では、細川氏権力を支えていた京兆家内衆が権力の中枢からいなくなり、摂津国人茨木長隆や阿波の三好元長、長慶を中枢に据えた。晴元権力を支えるのは、室町幕府や「京兆家―内衆体制」といった政治制度から生み出される官僚ではなく、主従制に基づいて形成された被官関係によるものであるとする。また、三好長慶は室町将軍や細川京兆家の上意を擁護せずに独自に権力化を遂げた結果、細川氏権力は畿内における一領主権力の位置に退いたとし、「細川三好政権」というとらえ方は正しくなく、両者は段階差があるとした。

第三章は、主に庄氏の活動を追う。庄氏は、備中本国で守護代を務めるとともに、庶流家が摂津・和泉で分国支配に関わるなど、一貫して細川分国支配を支える存在であったが、やがて在地支配を進展させる。しかし、十六世紀中葉以降に三村氏によって取って替わられた。

この段階で、備中は戦国期に移行したと評価する。それは、守護権の争奪が地域支配を構造化していた段階から、そのような編成を必要としない段階へ展開したからとする。

結論は、本論の成果を挙げるが、重複するのでここでは割愛し、古野氏が示した残された課題について触れておこう。本書で問題にできなかった点として細川権力の「専制化」の意義付け、「後期幕府―守護体制」での幕府奉行人や奉公衆、他守護との比較検討、京兆家本国の四国、丹波の分析などがある。これについて今後検討すること、政治権力の構造を明らかにしたいとされた。

以上が本書の構成である。それでは、これまでの細川研究と本書は、何を引き継ぎ、また違いがあるのであろうか。

細川氏研究は、嘉吉の変後の将軍の上意の不在状況のなかで、細川京兆家が他の守護を系列化し、やがて幕府権力の中心となった事実を、どう説明するかが焦点となった。ひとつは、小川信氏が提唱した同族連合体制からの説明である。一方、今谷明氏は、畿内国人の不登用策と四国系国人の登用による畿内統治をどう理解するかを問題とした。

これが応仁の乱後、国人一揆の弾圧、京兆専制論＝幕府論へと展開された。また、内衆論としては、横尾国和氏により評定衆が発見され、その出自経歴、人間関係、職掌が検討された。その後、末柄豊氏による戦国期の同族連合体制の破綻から京兆家の専制＝幕府から自立した畿内領国化が議論される。末柄氏の議論が面白いのは、京兆家が畿内分国の国人を近習に取り立て、守護代と対立したことを論点に入れた

近習論である。

以上、細川氏研究は、守護一族研究とそれぞれの内衆研究、国人の存在形態などが主な論点であったが、幕府との関連をどう整理するかが、問題の本質となっていた。

本書は、細川一族と内衆と国人を中心に分国支配を検討するとともに、細川氏研究に幕府―守護体制という国制史の枠組みを用意したことが、特徴と言える。また、細川氏の家臣団編成のなかに、備中守護代庄氏の事例から非評定衆を内衆論のなかに入れたことも新しい。この非評定衆概念は、他の守護研究から見ても有益であろう。年寄奉書を出す階層と年寄と位置づけられるが奉書を出さない階層などの見直しが期待できる。

最後に、いくつかの疑問点を述べたい。まず、川岡勉氏、今岡典和氏、矢田俊文氏が論じた「戦国期研究の課題と展望」（『日本史研究』二七八号、一九八五年）では、幕府―守護体制を中世国家体制と関連付けて論じたものである。また、川岡氏「室町幕府―守護体制の成立と地域社会」（『歴史科学』一三三号、一九九三年）は、権門体制論と幕府―守護体制について川岡氏の考え方を述べている。三氏の議論は、列島の権力を同一時間軸で説明する方法で、列島全体の権力構造を展望しようとした研究であると言えよう。

古野氏の幕府―守護体制論は細川氏同族体制論という上部構造あるいは政治体制に引きずられすぎていて、これら議論と本質的に違う議論となっている。

また、「戦国大名制」も川岡氏が室町期における権力秩序の継承・再編と理解しているのに対して、古野氏が幕府―守護体制と戦国大名論を全く異質な存在として議論しているなど、権力の見方や研究する目的が大きく違う。同じような歴史用語を使って、全く別の問題を解こうとするならば、もっと三氏への批判を徹底的に行うべきであろう。それによって、古野氏の意図ももっと伝わったに違いない。古野氏の今後の展開に待ちたい。

（八尾市歴史民俗資料館）